

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度

(平成二十九年五月二十九日)

(内閣府・総務省告示第二号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第六十条の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度は、特別の事情がある場合を除き、情報の提供の求めがあった時点における当該情報に係る最新の内容の属する年度以前の五年度とする。

附 則

この告示は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。